

議第54号

檀原市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

檀原市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

提出者	檀原市議会議員	大北 かずすけ
賛成者	檀原市議会議員	吉川 ひろお
〃	〃	竹田 のぶや
〃	〃	矢追 もと
〃	〃	大保 由香子
〃	〃	上田 くによし
〃	〃	森本 えみ
〃	〃	神田 眞美
〃	〃	細川 佳秀

檀原市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

檀原市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年檀原市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」とい	(定義) 第2条 (略) 2～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」とい

改 正 前		改 正 後	
う。) <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。		う。) <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。	
11～13 (略)		11～13 (略)	
(利用及び提供の制限)		(利用及び提供の制限)	
第12条 (略)		第12条 (略)	
2～4 (略)		2～4 (略)	
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	
(略)		(略)	
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
(略)		(略)	
第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条項が整理されたため、所要の改正を行うもの